

裁判所 平成 1 8 年度省庁別財務書類

留意事項

- ・ 本財務書類は、「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成されております。
- ・ 省庁別財務書類は、各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し、各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり、各省庁が会計的に独立しているものではない点にご留意下さい。
- ・ 省庁別財務書類を充分理解して頂くため、「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。

目 次

	頁
1 裁判所の業務等の概要	
(1) 裁判所の所掌する業務の概要	1
(2) 組織及び定員	2
(3) 歳入歳出決算の概要	3
2 省庁別財務書類	
(1) 貸借対照表	4
(2) 業務費用計算書	5
(3) 資産・負債差額増減計算書	6
(4) 区分別収支計算書	7
(5) 注記	8
(6) 附属明細書	1 4
(7) 参考情報	1 9

裁判所の所掌する業務の概要

1 裁判所の仕事

裁判所の仕事は、個人間などの法律的な紛争を解決したり、犯罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かを判断したりすることにより、国民の権利を守り、国民生活の平穏と安全を保つことです。

2 裁判所の組織

裁判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の5種類があり、役割分担がされています。また、裁判所の所管する組織としては、このほかに検察審査会があります。

【裁判所】

(1) 最高裁判所（東京）

憲法によって設置された我が国における唯一かつ最高の裁判所で、主として、高等裁判所の裁判に対する不服申立て（上告等）を取り扱います。

司法権の完全な独立を守るために、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について規則を制定する規則制定権を有します。

(2) 高等裁判所（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松のほか6か所の都市に支部が設けられ、特別の支部として東京高等裁判所に知的財産高等裁判所が設けられています。）

地方裁判所、家庭裁判所の判決又は簡易裁判所の刑事の判決に対する控訴、地方裁判所の民事の第二審判決に対する上告、地方裁判所又は家庭裁判所の決定に対する抗告に関する事件などを取り扱います。

知的財産高等裁判所は、特許庁が行った審決に対する取消訴訟や特許権に関する地方裁判所の判決に対する控訴など、一定の知的財産に関する事件を取り扱います。

(3) 地方裁判所（各都道府県庁所在地、函館、旭川及び釧路のほか203か所の支部が設けられています。）

民事事件（労働事件、知的財産権事件を含みます。）、刑事事件及び行政事件のほとんどすべての訴訟事件の第一審の裁判及び簡易裁判所の民事事件の控訴事件などを取り扱います。

(4) 家庭裁判所（地方裁判所とその支部の所在地と同じ所及び77か所の出張所が設けられています。）

家事事件（離婚や遺産分割などの夫婦関係、親子関係や親族に関する事件）の調停や審判、人事訴訟事件（夫婦、親子等の関係をめぐる訴訟）及び少年事件（未成年者が非行を犯した場合などの事件）の審判などを取り扱います。

(5) 簡易裁判所（全国に438か所あります。）

比較的少額の民事事件と比較的軽い罪の刑事事件についての第一審の裁判権を持っています。そのほかに身近な民事紛争を話し合いで解決するための民事調停などを取り扱います。

【検察審査会】

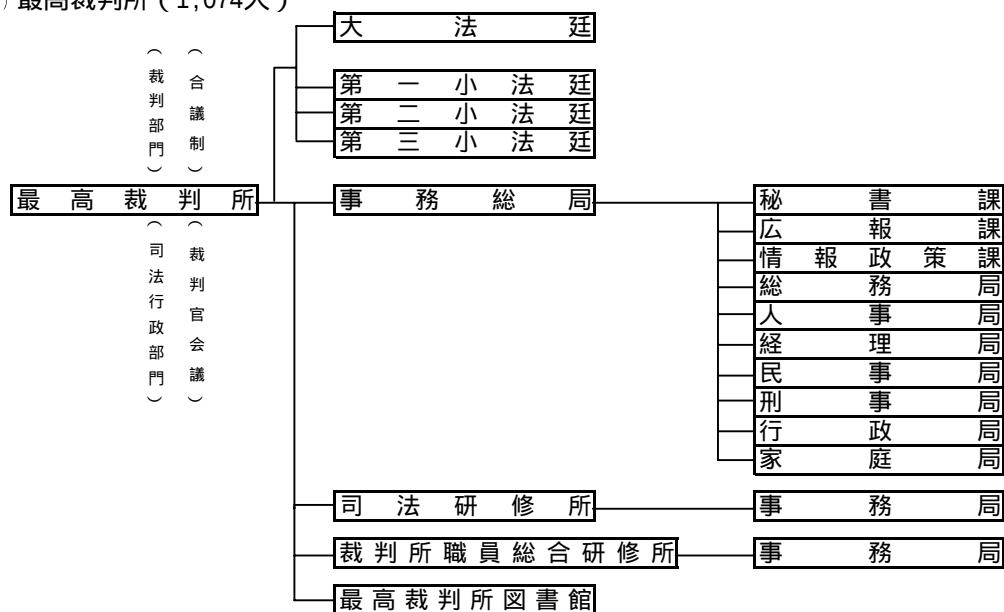
(6) 検察審査会（全国に201か所にあり、地方裁判所と主な地方裁判所支部の中にあります。）

選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、国民を代表して、検察官の不起訴処分（犯罪の嫌疑を受けている者を裁判にかけなかったこと）のよしあしを審査する機関です。

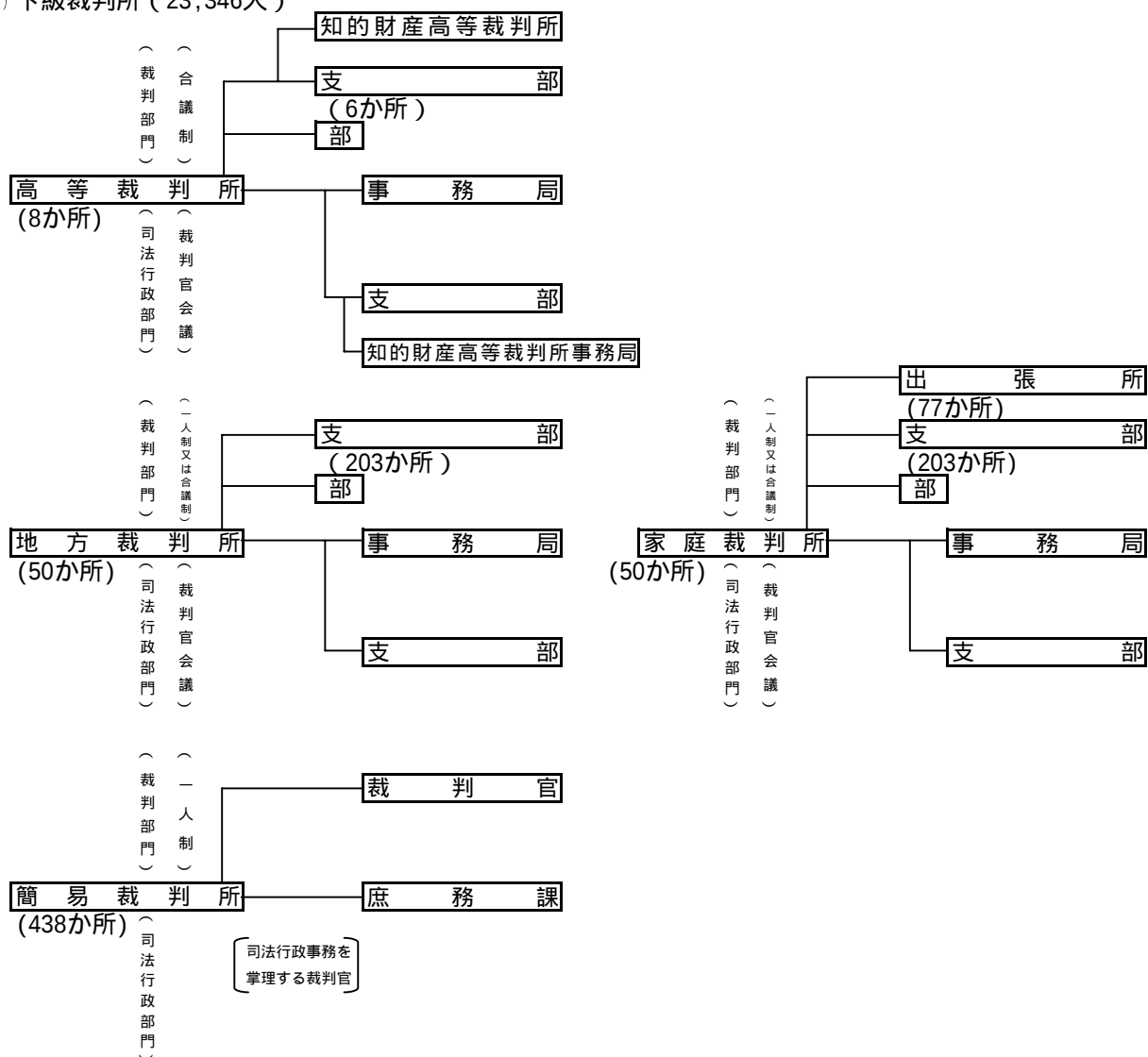
これらの組織は、大別すると、各種事件の裁判等を担当する裁判部門（検察審査会の場合は審査部門）と人や設備などの面で裁判部門を支援する司法行政部門（総務課、人事課、会計課、資料課等の事務局など）に分けられます。

組織及び定員

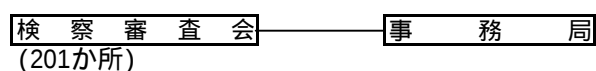
(1) 最高裁判所 (1,074人)



(2) 下級裁判所 (23,346人)



(3) 検察審査会 (1,007人)



歳入歳出決算の概要

(単位：百万円)

【 歳 入 】	24,640	【 歳 出 】	320,893
「収納済歳入額」		「支出済歳出額」	
雑収入	24,640	裁判所所管合計	320,893
		(組織) 裁判所	315,180
		(項) 最高裁判所	80,525
		(項) 下級裁判所	192,587
		(項) 裁判費	21,070
		(項) 裁判所施設費	20,994
		(項) 公務員宿舍施設費	2
		(組織) 検察審査会	5,713
		(項) 検察審査会	5,713

貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

前会計年度 (平成18年3月31日)		本会計年度 (平成19年3月31日)			
< 資産の部 >		< 負債の部 >			
現金・預金	154,193	137,189	未払金	55	67
未収金	644	655	保管金等	154,193	137,189
前払費用	3	5	賞与引当金	16,087	16,164
その他の債権等			退職給付引当金	364,316	377,607
特定国有財産整備特別会計 への前渡不動産	560	-	その他の債務等		
貸倒引当金	50	46	特定国有財産整備特別会 計への未渡不動産	3,393	878
有形固定資産	633,128	635,114			
国有財産（公共用財産を除く）	631,403	633,630			
土地	412,982	411,648			
立木竹	898	905			
建物	144,653	144,936			
工作物	64,231	65,215			
建設仮勘定	8,637	10,924			
物品	1,724	1,483			
無形固定資産	3,786	4,390			
			負債合計	538,046	531,907
			< 資産・負債差額の部 >		
			資産・負債差額	254,220	245,401
資産合計	792,267	777,308	負債及び資産・負債差額合計	792,267	777,308

業 務 費 用 計 算 書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔 自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日 〕	本会計年度 〔 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日 〕
人件費	198,847	198,173
賞与引当金繰入額	16,087	16,044
退職給付引当金繰入額	22,747	44,995
司法修習生手当等	7,780	9,138
裁判費	11,086	8,741
委託費等	278	278
庁費等	21,519	24,792
その他の経費	15,531	12,484
減価償却費	14,583	13,027
貸倒引当金繰入額	67	45
資産処分損益	1,777	2,176
本年度業務費用合計	310,302	329,899

資 産 ・ 負 債 差 額 増 減 計 算 書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔 自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日 〕	本会計年度 〔 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日 〕
前年度末資産・負債差額	393,843	254,220
本年度業務費用合計	310,302	329,899
財源		
主管の財源	18,974	24,700
配賦財源	298,398	296,252
財源合計	317,372	320,953
無償所管換等	2,422	126
資産評価差額	142,421	-
その他資産・負債差額の増減	1,850	-
本年度末資産・負債差額	254,220	245,401

区 分 別 収 支 計 算 書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔 自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日 〕	本会計年度 〔 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日 〕
業務収支		
1 財源		
主管の収納済歳入額	18,839	24,640
配賦財源	298,397	296,252
財源合計	317,237	320,893
2 業務支出		
(1) 業務支出（施設整備支出を除く）		
人件費	244,635	245,952
司法修習生手当等の支出	7,780	9,138
委員手当等の支出	10,221	9,884
裁判費	23,312	20,904
委託費等	278	278
産業投資特別会計社会資本整備勘定へ繰入	2,898	-
庁費等の支出	11,659	14,103
その他の支出	2,620	2,599
業務支出（施設整備支出を除く）合計	303,405	302,862
(2) 施設整備支出		
施設整備支出	13,831	18,031
業務支出合計	317,237	320,893
業務収支	-	-
財務収支	-	-
本年度収支	-	-
翌年度歳入繰入	-	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	154,193	137,189
本年度末現金・預金残高	154,193	137,189

注 記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産の減価償却の方法

ア 建物及び工作物

定率法による減価償却を行っています。

イ 物品

定額法による減価償却を行っています。

(2) 無形固定資産の減価償却の方法

ア ソフトウェア

簡便的に、利用可能期間の開発費等の累計を資産価額とし、利用可能期間に基づく定額法によっています。また、制作途中のソフトウェアについて、無形固定資産の仮勘定として計上しています。

イ 著作権等

減価償却は行わず、国有財産台帳価額を計上しています。

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

ア 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、過去3年間の債権の不納欠損実績に基づいて回収不能見込額を計上しています。

イ 賞与引当金

賞与引当金については、職員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当該年度に帰属する額を下記の計算方法により計上しています。

期末手当 = 翌年度期末手当予算額 × 6月期支給割合 / 年間支給割合 × 4 / 6

勤勉手当 = 翌年度勤勉手当予算額 × 6月期支給割合 / 年間支給割合 × 4 / 6

ウ 退職給付引当金

(ア) 退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるため、期末自己都合要支給額を下記の計算方法により計上しています。

(勤続年数階層毎人員数 × 平均俸給月額 × 自己都合退職手当支給率) + 調整額

(イ) 国家公務員災害補償年金

遺族補償年金の支払に備えるため、支給率 × 平均給与 × 割引率を乗じて計上しています。

2 重要な会計方針の変更

(1) 従来、電話加入権について、取得金額が不明のものについては1件あたり72,000円として計上していましたが、1件あたり37,800円として計上することに変更しました。

前年度の計上額についても変更しており、この変更により、「貸借対照表」の「無形固定資産」が230百万円減少し、「資産・負債差額増減計算書」の前年度の「資産評価差額」が前々年度計上額との差額として226百万円減少しています。

(2) 「業務費用計算書」及び「区分別収支計算書」に「委託費等」を設定しました。

これにより前会計年度欄について、「業務費用計算書」の「裁判費」が196百万円、「その他の経費」が82百万円それぞれ減少し、「委託費等」に計上しています。

同様に「区分別収支計算書」の「司法修習生手当等の支出」が82百万円、「裁判費」が196百万円それぞれ減少し、「委託費等」に計上しています。

3 偶発債務等

損害賠償請求事件等により、係争中の事件が156件(2,831百万円)あります。その内訳の概略は、次のとおりです。

- (1) 民事・行政事件等に起因するものとして、主に裁判官、書記官及び執行官等の職務行為における違法を主張してのものなどが122件(2,059百万円)
- (2) 刑事事件等に起因するものとして、主に裁判官の令状処分等について違法等を主張してのものなどが25件(256百万円)
- (3) 家事事件等に起因するものが9件(516百万円)

4 翌年度以降支出予定額

- (1) 歳出予算の繰越

裁判所施設費	11,533百万円
公務員宿舍施設費	243百万円
- (2) 国庫債務負担行為による負担額

国庫債務負担行為による翌年度以降債務負担額	22,905百万円
-----------------------	-----------

5 追加情報

- (1) 合算する特別会計の有無
裁判所一般会計においては、合算すべき特別会計がないため、一般会計省庁別財務書類が省庁別財務書類となります。
- (2) 出納整理期間
裁判所一般会計においては、出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- (3) 会計処理の誤謬
 - ア 前会計年度の「業務費用計算書」に「特定国有財産整備特別会計へ繰入」の計上がありますが、誤謬のため削除したことにより1,112百万円減少し、「資産・負債差額増減計算書」の「本年度業務費用合計」も同額減少しています。
 - イ 前会計年度の「資産・負債差額増減計算書」の「無償所管換等」の計上額に誤謬があり、734百万円増加しています。

6 各財務書類における表示科目の説明

(1) 貸借対照表

資産の部

- ・「現金・預金」には、裁判等の当事者が手続費用等として裁判所に納めている保管金の残高を計上しています。
- ・「未収金」には、支払を猶予された訴え手数料に関する債権などの債権現在額を計上しています。
- ・「前払費用」には、自動車損害賠償責任保険の次年度以降にかかる保険料部分を計上しています。
- ・「その他の債権等」には、特定国有財産整備特別会計への前渡不動産の価額を計上しています。
- ・「貸倒引当金」には、債権の種類ごとに過去3年間の不納欠損として整理された実績に基づき算出した額の合計額を計上しています。
- ・「土地、立木竹」には、非償却資産であることから、国有財産台帳価格を計上しています。
- ・「建物、工作物」には、償却資産であることから、国有財産台帳価格から減価償却費相当額を控除した後の価額を計上しています。
- ・「建設仮勘定」には、建設中の固定資産（庁舎など）に係る支出について計上しています。
- ・「物品」には、コンピュータや庁用自動車などについて減価償却費相当額を控除した後の価額を計上しています。
- ・「無形固定資産」には、著作権等、電話加入権、ソフトウェア及び制作途中のソフトウェアを計上しています。

著作権等については、国有財産台帳価格を計上しています。

電話加入権については、取得原価（電話加入権の権利数に加入権の価格を乗じた額）で計上し、取得原価が判明しないものについては、現在の取得価格に相当する金額として、平成18年度末におけるNTTの公定価格（2線式で1件につき37,800円、4線式で1件につき53,550円）に権利数を乗じた額で計上しています。

ソフトウェアについては、5年間の開発費の累計から減価償却費相当額を控除した後の価額を計上しています。

負債の部

- ・「未払金」には、児童手当及び公務災害補償費の未払分を計上しています。
- ・「保管金等」には、裁判等の当事者が手続費用等として裁判所に納めている保管金の残高を計上しています。
- ・「賞与引当金」には、職員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち本年度で負担する金額を計上しています。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当に係る退職給付引当金、国家公務員共済年金のうち整理資源の将来給付見込額の割引現在価値額及び遺族補償年金の将来給付見込額の割引現在価値額を計上しています。
- ・「その他の債務等」には、特定国有財産整備特別会計への未渡不動産の価額を計上しています。

(2) 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書コード番号の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの及び決算書のコード番号の使途別分類が「補助金・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金、基礎年金国家公務員共済組合負担金の支出済歳出額について、児童手当及び国家公務員災害補償年金の未払金や退職手当及び賞与に関する引当金等の発生主義による調整を行ったうえ計上しています。
- ・「賞与引当金繰入額」には、翌年度6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち本年度に帰属する部分を計上しています。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、本年度に帰属する部分及び引当金等の発生主義に基づき調整を行ったうえ差額補充法により計上しています。
- ・「司法修習生手当等」には、司法修習生手当及び司法修習生旅費を計上しています。
- ・「裁判費」には、(項)裁判費の支出済歳出額のうち、「庁費等」及び「委託費等」に計上されるもの以外のものを計上しています。
- ・「委託費等」には、決算書コード番号の使途別分類が「補助金・委託費」に該当するもののうち「人件費」に計上されるもの及び(目)国有資産所在市町村交付金を除く支出済歳出額を計上しています。
- ・「庁費等」には、決算書コード番号の使途別分類が「物件費」の支出済歳出額及び使途別分類が「施設費」の支出済歳出額のうち資産計上されないものを計上しています。
- ・「その他の経費」には、決算書コード番号の使途別分類が「旅費」及び「その他」の支出済歳出額のうち「司法修習生手当等」及び「裁判費」以外の支出済歳出額、使途別分類が「人件費」のうちの(目)委員手当の支出済歳出額及び(目)国有資産所在市町村交付金を計上しています。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却額を計上しています。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、過去3年間の実績に基づいて計算された前年度末残高と本年度末残高との差額及び本年度の債権の不納欠損額の合計を計上しています。
- ・「資産処分損益」には、有形固定資産の売却、除去に伴い生じた損益を計上しています。

(3) 資産・負債差額増減計算書

- 「前年度末資産・負債差額」には、前会計年度末の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上しています。
- 「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の計算結果である「本年度業務費用合計」の額を計上しています。
- 「主管の財源」には、主管歳入の徴収決定済額のうち、当該年度に調査決定を行なった額から資産・負債差額の増減を生じさせないものを控除した額を計上しています。
- 「配賦財源」には、裁判所所管支出済歳出額と裁判所主管収納済歳入額との差額を計上しています。
- 「無償所管換等」には、他省庁との有形固定資産などの無償所管換、産業投資特別会計への繰戻未済金及び特定国有財産整備特別会計への未渡不動産の価額を計上しています。
- 「資産評価差額」には、国有財産台帳の台帳価格改定に伴う評価差額を計上しています。
- 「その他資産・負債差額の増減」には、会計処理の誤謬により計上したもの及び財務書類を作成するうえで生じた発生原因が不明な差額を計上しています。

(4) 区分別収支計算書

- ・「主管の収納済歳入額」には、裁判所主管の収納済歳入額を計上しています。
- ・「配賦財源」には、裁判所所管の支出済歳出額と裁判所主管の収納済歳入額との差額を計上しています。
- ・「人件費」には、職員基本給及び職員諸手当等、非常勤職員の手当、国家公務員共済組合負担金及び基礎年金国家公務員共済負担金の支出済歳出額を計上しています。
- ・「司法修習生手当等の支出」には、司法修習生手当及び司法修習生旅費の支出済歳出額を計上しています。
- ・「委員手当等の支出」には、委員手当及び委員等旅費（いわゆる裁判事務処理に必要な経費である（項）裁判費に係るものは除く。）の支出済歳出額を計上しています。
- ・「裁判費」には、いわゆる裁判事務処理に必要な経費である（項）裁判費の支出済歳出額を計上しています。
- ・「委託費等」には、補助金・委託費のうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に係る法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当しないものの支出済歳出額を計上しています。
- ・「産業投資特別会計社会資本勘定へ繰入」には、改革推進公共投資事業清算金として、同勘定へ繰り入れた支出済歳出額を計上しています。
- ・「庁費等の支出」には、物件費（いわゆる裁判事務処理に必要な経費である（項）裁判費に係るものは除く。）や施設費等の支出済歳出額を計上しています。
- ・「その他の支出」には、旅費や諸謝金等の支出済歳出額を計上しています。
- ・「施設整備支出」には、有形固定資産（物品を除く。）の計上に繋がる支出を計上しています。

7 その他裁判所の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- (1) 金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は一致しないことがあります。
- (2) 100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示しています。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

ア 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内 容	本年度末残高	説明(前年度比)
現金	3,382	128 増
政府預金(日銀預金)	133,806	17,133 減
合 計	137,189	17,004 減(事件処理による)

イ 未収金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 先	本年度末残高
費用弁償金債権等()	個人等	655

訴訟救助決定により支払を猶予された訴え手数料に関する債権など

ウ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

区分	未収金の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	
未収金	644	11	655	50	4	46	
徴収停止等債権	73	1	74	4	0	4	債権の種類毎に過去3年間の貸倒実績に基づいて算定
履行期限到来等債権	570	10	581	45	3	42	上記同算定方法
合計	644	11	655	50	4	46	

エ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度 減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産						
国有財産						
(行政財産)	631,403	27,004	12,970	11,808	-	633,630
土地	412,982	1,364	2,699	-	-	411,648
立木竹	898	13	6	-	-	905
建物	144,653	8,063	1,084	6,696	-	144,936
工作物	64,231	7,504	1,409	5,111	-	65,215
建設仮勘定	8,637	10,057	7,770	-	-	10,924
(普通財産)	-	-	-	-	-	-
物 品	1,724	168	52	357	-	1,483
(計)	633,128	27,173	13,022	12,165	-	635,114
無形固定資産						
国有財産						
(行政財産)						
著作権等	24	0	-	-	-	24
(普通財産)	-	-	-	-	-	-
電話加入権等	305	6	6	-	-	304
ソフトウェア	2,544	2,013	-	862	-	3,695
仮勘定	913	366	913	-	-	366
(計)	3,786	2,385	919	862	-	4,390

(2) 負債項目の明細

ア 未払金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 先	本年度末残高
公務災害補償費	該当職員	5
児童手当	該当職員	61
合計		67

イ 保管金等の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 先	本年度末残高
保管金	事件当事者等	137,189

ウ 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	202,186	17,578	41,432	226,040
国家公務員災害補償年金に係る引当金	328	27	2	303
整理資源に係る引当金	161,801	14,098	3,560	151,263
合計	364,316	31,703	44,995	377,607

エ その他債務等の明細

(単位：百万円)

債務の種類	相手先	本年度末残高
未渡不動産	特定国有財産整備特別会計	878

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 組織別の業務費用の明細

(単位 : 百万円)

	(組織) 裁判所	(組織) 検察審査会	合計
人件費	192,822	5,351	198,173
賞与引当金繰入額	15,608	436	16,044
退職給付引当金繰入額	44,995	-	44,995
司法修習手当等	9,138	-	9,138
裁判費	8,741	-	8,741
委託費等	278	-	278
庁費等	24,678	114	24,792
その他経費	12,235	248	12,484
減価償却費	13,027	-	13,027
貸倒引当金繰入額	45	-	45
資産処分損益	2,176	-	2,176
本年度業務費用合計	323,749	6,150	329,899

(2) 委託費等の明細

(単位 : 百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
(委託費)			
司法修習生研修委託費	弁護士会	113	司法修習生の弁護士事務修習を弁護士会に委託するため
少年補導委託費	施設, 団体 又は個人	165	少年を試験観察とあわせて適当な施設, 団体又は個人に補導を委託するため
(分担金)			
国際裁判官連合分担金	国際裁判官 協会等	0	国際裁判官協会他の国際裁判官会議の負担金
合計		278	

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) 主管財源の明細 (単位：百万円)

款・項	徴収決定済額
国有財産利用収入	810
国有財産貸付収入	803
国有財産使用収入	7
納付金	50
法科大学院設置者納付金	50
諸収入	23,839
許可及手数料	1,020
懲罰及没収金	77
弁償及返納金	249
雑入()	22,493
裁判所主管計	24,700

() 相続財産で相続人不存在のため国庫帰属となった収入金が主なものとなります。

(2) 無償所管換等の明細 (単位：百万円)

内容	相手先	金額	所管換等の理由
(その他の債務等)			
前渡不動産の異動額	財務省(特定国有財産整備特別会計)	560	本年度前渡不動産計上額と昨年度前渡不動産計上額の差額
(小計)		560	
(有形固定資産)			
財産の無償所管換等(受)	財務省(一般会計)	553	財務省所管財産を裁判所において使用するため
"	農林水産省(食糧管理特別会計)	5	農林水産省所管財産を裁判所において使用するため
"	財務省(特定国有財産整備特別会計)	237	特定国有財産整備計画に基づき特定国有財産整備特別会計から財産を取得したため
財産の無償所管換等(渡)	財務省(一般会計)	1,953	裁判所における使用をやめたため、国有財産総轄部局たる財務省へ所管を移すため
"	財務省(特定国有財産整備特別会計)	471	特定国有財産整備計画における処分財産につき特定国有財産整備特別会計に所管を移すため
公共物へ編入		10	
実測と帳簿の差額		189	国有財産台帳上の財産の数量を実測に基づく財産の数量に修正したことによる差額
(小計)		1,828	
(無形固定資産)			
創作等		0	裁判所が権利者である著作等につき、新規に国有財産として計上したもの
(小計)		0	
(その他の債務等)			
未渡不動産の異動額	財務省(特定国有財産整備特別会計)	2,515	本年度未渡不動産計上額と昨年度未渡不動産計上額の差額
(小計)		2,515	
合計		126	

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) 財 源 の 明 細

(単位 : 百万円)

款 ・ 項	収納済歳入額
国有財産利用収入	810
国有財産貸付収入	803
国有財産使用収入	7
納付金	50
法科大学院設置者納付金	50
諸収入	23,779
許可及手数料	1,020
懲罰及没収金	77
弁償及返納金	134
物品売払収入	57
雑入()	22,490
裁 判 所 主 管 計	24,640

() 相続財産で相続人不存在のため国庫帰属となった収入金が主なものとなります。

(2) その他歳計外現金・預金の増減明細

(単位 : 百万円)

	金 額
前年度末残高	154,193
本年度受入	1,421,963
本年度払い出し	1,438,968
本年度末残高	137,189

参考情報

公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されております。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示しております。仮定計算に基づく数字であるため、各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではありません。

- 1 財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債額（借換債を除く。）及び該年度の利払費は以下のとおりです。

・ 会計年度末の公債残高	<u>5 , 1 1 2 , 4 1 1 億円</u>
・ 当該年度に発行した公債額	<u>2 7 4 , 6 9 9 億円</u>
・ 当該年度の利払費	<u>6 7 , 9 7 6 億円</u>

- 2 財務省において計上されている1の計数を各省庁の一般会計の資産額並びに公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として各省庁に配分を行った場合、裁判所に配分される額は以下のとおりです。

・ 会計年度末の公債残高のうち裁判所配分額	<u>2 3 , 1 1 3 億円</u>
・ 当該年度に発行した公債額のうち裁判所配分額	<u>1 , 3 8 0 億円</u>
・ 当該年度の利払費のうち裁判所配分額	<u>3 1 6 億円</u>

- 3 財務省において計上されている1の計数を各省庁の資産・負債差額並びに公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として各省庁に配分を行った場合、裁判所に配分される額は以下のとおりです。

・ 会計年度末の公債残高のうち裁判所配分額	<u>1 7 , 6 1 3 億円</u>
・ 当該年度に発行した公債額のうち裁判所配分額	<u>1 , 3 8 0 億円</u>
・ 当該年度の利払費のうち裁判所配分額	<u>2 4 4 億円</u>